

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

<旧地方税法附則第 64 条>

佐賀県吉野ヶ里町

1 制度の概要

本町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、当該設備に係る固定資産税（償却資産）を3年間ゼロとする課税標準の特例を受けることができます。

※本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。

計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができないためご注意ください。

2 特例措置の適用要件について

(1) 対象となる方の要件

以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の「中小事業者」又は「中小企業者」）

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

注 次の法人（いわゆる「みなし大企業」）は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ②2以上の大規模法人（※）に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

※大規模法人とは以下の法人をいいます。

- ア 資本金若しくは出資金の額が1億円超又は常時使用する従業員数が1,000人超
- イ 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
- ウ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イを除く）

(2) 適用期間

以下の期間に、町から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備や事業用家屋が対象となります。

- ア 事業用家屋及び構築物 令和2年4月30日～令和5年3月31日
- イ それ以外 平成30年6月6日～令和5年3月31日

(3) 対象設備の要件

【償却資産】

下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの

要件①：生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの

要件②：生産、販売活動等に直接使用する設備であること

要件③：中古資産でないこと

<対象設備>

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具 (測定工具・検査工具)	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※)	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内

※償却資産として課税されるものに限る。

【事業用家屋】

以下の要件4つを満たすもの

要件①：取得価額が120万円以上であること

要件②：生産、販売活動等に直接使用する家屋であること

要件③：先端設備(取得価額300万円以上に限る)を稼働するために取得したものであること

要件④：新築であること

3 提出書類について

★償却資産申告書及び種類別明細書に(1)の事項を記載した上で(2)の書類をご提出ください。

(1) 償却資産申告書等への記載事項

① 償却資産申告書(第26号様式)

⇒ 「18 備考(添付書類等)」欄に『課税標準の特例該当資産がある』旨を記載

② 種類別明細書(第26号様式別表1)

⇒ 特例適用該当資産の行の「摘要」欄に該当資産であることが分かるように『特例該当』などを記載

(2) 提出書類

① 町から認定を受けた導入計画の写し

② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し

③ 工業会等による仕様等証明書の写し

④ その他必要と認められる書類※

※申告者及び設備によっては、①～③の他にも書類が必要となる場合があります。その際は、個別に書類提出依頼をさせていただきますので、ご対応をお願いします。

例：リース会社による申告の場合の追加書類

ア) リース契約見積書 イ) リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書

4 書類提出時期

毎年1月にご提出いただく「償却資産申告書」に添付してください。

5 お問い合わせ先

◎ 固定資産税特例措置 に関すること

吉野ヶ里町 税務課 資産税係 TEL 0952-37-0334

◎ 先端設備等導入計画 に関すること

吉野ヶ里町 商工観光課 商工観光係 TEL 0952-37-0350

< 参 考 >**

取得を予定している資産の耐用年数が不明の場合の確認方法

- ① まず、「減価償却資産の種類」及び「設備の種類又は細目」を確認してください。
 - ア 工業会証明書を取得している場合は、当該設備の概要欄に記載されている「減価償却資産の種類」及び「設備の種類又は細目」を確認します。
 - イ 工業会証明書をまだ取得されていない場合は、各設備メーカーへ該当項目を問い合わせします。
- ② 次に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表に定められている耐用年数を確認してください。
 - ・「～償却資産のページ～」に記載されている、「3耐用年数とは？」を確認し、①に該当する資産の耐用年数を確認します。
